

・ 奥井 英敏 ・ 中村 一三七
 ・ 吉本 保市 ・ 三八三
 ・ 小松 春春 ・ 六九
 ・ 島儀 富政 ・ 一八九
 ・ 有田 寿男 ・ 有富一五八
 ・ 木下 定彦 ・ 二六一
 ・ 村上 頼男 ・ 二九四
 ・ 有田 治恵 ・ 二七七一
 ・ 木村 義幸 ・ 二五一
 ・ 監事 東岡 俊春 ・ 二〇〇
 ・ 田川 幸一 ・ 中村一六八
 ・ 山崎 忠敏 ・ 三三八

昭和四十年五月二十三日通常総会において選挙の結果当選し、六月一日就任 任期二年

八幡中央土地改良区
 変更した役員の名及び住所
 変更前
 理事 若原 一郎 東伯郡東伯町大字八幡一三八七
 変更後
 理事 若原 一郎 東伯郡東伯町大字八幡一三八一
 大幡土地改良区
 退任した役員の名及び住所
 理事 西村 吉造 倉吉市福吉町
 増田 高徳 丸山町

・ 山本 弘 鴨居内
 ・ 石田 春光 上古川
 任期満了により退任

就任した役員の名及び住所
 監事 西村 吉造 倉吉市福吉町一三五四番地
 増田 高徳 丸山町四四七番一地
 山本 弘 鴨居内二五三七番地
 石田 春光 上古川二九〇

昭和四十年七月二十六日臨時総代会において選挙の結果当選し、八月九日就任 任期三年

昭和四十年四月十五日第三編審査官認可
 発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目鳥取印刷所
 印刷所 鳥取県鳥取市東町一丁目鳥取印刷所
 電話 二二二二(三線掛) 二二二二(三線掛)

鳥取県公報

毎週火曜日及び
 金曜日発行
 (日曜日が休日にあ
 るときは、その
 翌日)

◇人妻規則
 給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則
 職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一
 部を改正する規則
 職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則
 管理職手当に関する規則の一部を改正する規則
 職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正す
 る規則
 寒冷地手当の支給に関する規則の一部を改正する規則
 人事委員会の事務局長に対する事務委任規則
 人事委員会の事務の専決及び代決規則

人事委員会規則

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
 昭和四十一年四月一日
 鳥取県人事委員会委員長 青 戸 辰 午

鳥取県人事委員会規則第十三号
 給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則
 給料表の適用範囲に関する規則(昭和三十三年十月鳥取県人事委員会規
 則第七号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中第二号を第三号とし、第一号の次に次の二号を加える。
 二 喜多原学園の園長、主任(教職の職務を行なう者に限る。)及び教
 諭並びに保育専門学校の主任(園長の職務を行なう者に限る。)及び
 講師
 第三条第二項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号と
 する。
 第三条第四号中「農産加工所」を「食品加工研究所」に改め、同条第十
 二号中「学芸員たる校長、保長」を「学芸員たる校長」に改める。
 附則
 この規則は、公布の日から施行する。

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規
 則をここに公布する。
 昭和四十一年四月一日
 鳥取県人事委員会委員長 青 戸 辰 午
 鳥取県人事委員会規則第十四号
 職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を
 改正する規則
 (職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正)
 第一条 職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和三十三年
 十月鳥取県人事委員会規則第十号)の一部を次のように改正する。
 第一条中「第四条」を「第三条第二項、第四条」と、「職員の初任給」
 を「職員の職務を給料表に定める職務の等級に分類する場合のその分類
 の基準となるべき標準的な職務の内容及び職員の初任給」に改める。

第二項第一号及び第二号を次のように改める。
一 職員 給与条例第三項第一号各号に掲げる給料表(以下「給料表」という。)のいずれか一の適用を受ける者をいう。
二 正規の試験 人事委員会が行なう採用試験又は人事委員会がこれに準ずると認める試験をいう。

第三項第一号第四号ただし書中「職員及び準職員として在職した期間」を「職員として在職した期間(準職員(地方公務員法(昭和二十五年法律第六十一号)第十一号の規定に基づき任命された者で、給与条例第十一号の規定の適用を受けるものをいう。以下同じ。))として在職した期間を含む。以下同じ。))」に改め、同条同項第五号(別表第一)を「学歴免許等資格区分表」に、「職員及び準職員として在職した年数」と「一 職員として在職した年数(準職員として在職した年数を含む。以下同じ。))」に、「職員及び準職員以外の期間」を「職員として在職した期間以外の期間」に、「別表第二に定める」を「経験年数換算表に定める」に、「別表第三において」を「修学年数調整表において」に、「職員及び準職員として在職した年数から」を「別表第一」を「学歴免許等資格区分表の」に改め、同条同項第六号(別表第四)中「別表第三」を「修学年数調整表」に改め、同条同項第七号中「職員及び準職員として」を「職員として」に、「職員及び準職員以外の」を「職員として在職した期間以外の」に改める。
第二項第一号中第八号を第十二号とし、第五号から第七号までを四号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の四号を加え、同条第二項を削る。
五 必要経験年数 職員の職務の等級を決定する場合の資格として必要な経験年数をいう。

六 在職年数 職員が同一の職務の等級において引き続き在職した年数をいう。
七 必要経験年数 職員が資格する場合の資格として必要な経験年数をいう。
八 等級別定数 給与条例第四号第一項に定める職務の等級の定数をいう。
第一章第三項の次に次の五号を加える。
(職務の等級の標準的な職務の内容)
第二号の二 職員の職務を給料表に定める職務の等級に分類する場合のその分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、等級別標準職務表(別表第三の二から別表第三の九まで)に定めるとおりとし、これらに掲げる職務とその複雑、困難及び責任の程度が同程度の職務は、それぞれの職務の等級に分類されるものとする。
2 人事委員会は、等級別標準職務表の適用について適正を期するため、必要な定めをするものとする。
(等級別定数)
第二号の三 職員の職務の等級の決定は、人事委員会が定める等級別定数の範囲内で行なわなければならない。ただし、上位の職務の等級の定数に欠員がある場合には、その欠員数の範囲内でその定数を下位の職務の等級の定数に適用することを妨げない。
(等級別資格基準表)
第二号の四 職員の職務の等級を決定する場合の等級別資格基準表は、この規則において別に定めるものを除き、等級別資格基準表(別表第三の十から別表第三の十七まで)によるものとする。

2 等級別資格基準表の職務の等級欄に掲げる上段の数字は、その職務の等級に決定されるための一般下位の職務の等級における必要経験年数を示し、下段の数字は、学歴免許欄に掲げるそれぞれの学歴免許等の資格を有する者がその職務の等級に決定されるための必要経験年数を示すものとする。
(等級別資格基準表の適用)
第二号の五 等級別資格基準表は、試験又は職務欄に掲げる試験又は職務の区分に応じて適用するものとする。

2 等級別資格基準表の学歴免許欄の区分の適用については、職員の有する最も新しい学歴免許等の資格に応じ、学歴免許等資格区分表に定める区分によるものとする。ただし、職員の有する最も新しい学歴免許等の資格以外の資格の区分によるものがその者に有利である場合には、その区分によることができる。
3 第一項の規定によつて適用される等級別資格基準表の試験欄又は職務欄に対応する学歴免許欄に掲げる最も低い学歴免許等の資格の区分よりも下位の区分に属する学歴免許等の資格のみを有する職員の学歴免許欄の区分は、その最も低い学歴免許等の資格の区分とする。

第二号の六 正規の試験の行なわれる職員の職務の等級における在職年数は、職員が、その試験の結果に基づいて当該職務の等級の資格を取得した時以後の在職年数とする。
第三号を次のように改める。
(初任給)

第三号 新たに職員となる者の職務の等級は、次の各号のいずれか一の基準により決定するものとする。

一 その者の職務の等級を正規の試験の行なわれる職員の職務の等級に決定しようとする場合は、その試験の結果に基づき採用候補者名簿から選択され、又は人事委員会により承認された方法により選択されること。
二 その者の職務の等級を特殊の知識を必要とし、かつ、その職務の複雑、困難及び責任の程度が正規の試験の行なわれる職員の職務と認められる職員の職務の等級に決定しようとする場合は、その決定につきあらかじめ人事委員会の承認を得ること。
三 第二号に掲げる場合以外の場合は、その者の経験年数が決定しようとする職務の等級について等級別資格基準表に掲げる必要経験年数に達していること。
2 第五号第三項に該当する者又は第七号各号の一に掲げる者から新たに職員となつた者の職務の等級が、前項の基準によれば部局内の他の職員と著しい不均衡を生ずる場合においては、あらかじめ人事委員会の承認を得て別にその者の職務の等級を決定することができる。
第三号の次に次の一条を加える。
第三号の二 新たに職員となつた者の等級は、前条の規定により決定された職務の等級の等級のうち、その者の資格に応じ、初任給基準表(別表第四から別表第十一まで)の試験区分又は職務欄の区分及び学歴免許欄の区分に対応するそれぞれの初任給欄に定める額(同表において別に定める額のある場合は、その額)と同じ額の等級とし、その者に適用しようとする同表の額がその者の属する職務の等級における最低の等級に達しないときは、その最低の等級とする。ただし、その職員がその職務について有用な学歴、免許、経験等をその職務の最

既限りの資格をこえて有する場合には、次条から第三号の二までの規定によりそれより上位の給料月額とする。...

1 選考採用職員のうち、経年数を有する者の初任給基準表の適用については、同表において別に定めるものは、任用された等級の最低の号給又は初任給基準表に掲げる額(前項の規定の適用を受ける者については、その額)と同じ額の号給の号給に、その者に適用される同表の学歴免許等の学歴免許等の資格を取得した日以後の経年数又はその者に適用される等級別資格基準表に掲げる決定しようとする職務の等級の必要経年数をこえる経年数(この経年数が第二条第一項第四号の(1)及び(6)の規定に基づくものである場合においては、職員として在職した期間以外の期間については、その三分の二に相当する年数とする。)と経年数調整表に定める加える年数が一年未満である場合のその加える年数とを合算した年数(一年未満の端数は除く。)の数を加えて得た数を号数とする号給の額をもって同表の初任給額の額とする。

6 昇格は、第十九条第一項に定める時期(昇任に伴う昇格の場合には、昇任の日)に行なうものとする。

第八条の二 削除
第八条の四第一項第二号中「別表第十三」を「調整号給表(別表第十三)」に改め、同条同項第三号及び同条第三項中「別表第十三」を「調整号給表」に改める。

第八条の五の次に次の一条を加える。
(特定の昇任の場合の職務の等級の特例)
第八条の六 職員のうち、次の各号の一に該当し降任された者の降任後の職務の等級は、第二条の二の規定にかかわらず、当該降任直前の職務の等級とする。

- 一 心身の故障のため、勤務時間の短縮又は長期の休養を必要とし、職務に専念する義務を免除され、又は休職を命ぜられた場合
- 二 前号に該当する場合のほか、心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないと認められる場合
- 三 職務若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じた場合

四 刑事事件に関し起訴され休職を命ぜられた場合
2 前項の規定の適用については、降任の理由が、同項第一号又は同項第二号の規定に該当する場合は、心身の故障が公務に起因するものである場合を除き、任命権者が医師の診断等に基づき降任の理由が消滅したものと認められた日から、同項第三号の規定に該当する場合は降任された日から、同項第四号の規定に該当する場合は復職の日からそれぞれ二年をこえてはならない。

切替目における職務の等級欄に掲げる職務の等級であるときは、当該職務の等級に相当する同表の旧等級欄に掲げる職務の等級をもってその者に属する職務の等級とみなす。

2 職員の経年数又は在職年数が等級別資格基準表に掲げる必要経年数又は必要在職年数に達しているときは、前項の規定による職務の等級の決定について必要な資格を有するものとする。

3 等級別資格基準表に掲げる必要経年数又は必要在職年数に達していない者を職務の特殊性等により特に昇格させる必要がある場合において、あらかじめ人事委員会の承認を得たときは、前項の規定にかかわらず、第一項の規定による職務の等級の決定について必要な資格を有するものとする。

4 第一項の場合において、その昇格させようとする職員が現に属する職務の等級において二年以上在職していなければ昇格させることはできない。
5 在職年数が二年に満たない者を職務の特殊性等により特に昇格させる必要がある場合において、あらかじめ人事委員会の承認を得たときは、前項の規定にかかわらず、昇格させることができる。

5 第一項各号の規定に該当し降任された職員が、降任された期間中において給料表の適用を異にして異動した場合においては、降任直前の職務の等級と同格とみなされる異動後の給料表の職務の等級をその者の降任直前の職務の等級とみなして前二項の規定を適用するものとする。

第二十二條の次に次の章名を附する。
第五章 罰則
第二十二條の見出しを「(給料の補正等)」に改め、同条に次の一項を加える。

3 職員の給料の決定に誤りがあり、任命権者がこれを訂正しようとする場合においては、あらかじめ人事委員会の承認を得て、その訂正(昇給期間の短縮を含む。)を将来にむかつて行なうことができる。

第三十條 この人事委員会規則の実施に關し必要な事項は、人事委員会が定める。
別表第二の一の表の注の一のただし書中「及び準職員」を削る。

- 別表第三の二 行政職給料表等級別標準職務表
- 一 一等級
本庁の部長の職務又はこれに相当する職務
- 二 二等級
本庁の次長の職務又はこれに相当する職務
- 三 三等級

本庁の課長の職務又はこれに相当する職務

四 四等級

本庁の課長補佐の職務又はこれに相当する職務

五 五等級

本庁の係長の職務又はこれに相当する職務

六 六等級

主事若しくは技師の職務又はこれに相当する職務

七 七等級

主事補若しくは技師補の職務又はこれに相当する職務

別表第三の三 公安職給料表等特別標準職務表

一 一等級

警視の職務又はこれに相当する職務

二 二等級

警部の職務又はこれに相当する職務

三 三等級

警部補の職務又はこれに相当する職務

四 四等級

巡查部長の職務又はこれに相当する職務

五 五等級

巡查の職務

別表第三の四 教育職給料表(一)等級別標準職務表

一 一等級

1 高等学校の校長の職務

2 育学校、ろう学校又は養護学校(以下「特殊学校」という。)

の校長の職務又はこれに相当する職務

5 教育委員会事務局の指導主査の職務

二 二等級

1 高等学校又は特殊学校の教諭若しくは習習教諭の職務又はこれに相当する職務

2 教育委員会事務局の指導主査の職務

三 三等級

高等学校若しくは特殊学校の講師、助教諭、養護助教諭、実習助手若しくは寮母の職務又はこれらに相当する職務

別表第三の五 教育職給料表(二)等級別標準職務表

一 一等級

1 中学校若しくは小学校の校長又は幼稚園の園長の職務

2 教育委員会事務局の指導主査若しくは社会教育主事の職務又はこれらに相当する職務

三 三等級

中学校、小学校又は幼稚園の講師、助教諭又は養護助教諭の職務

別表第三の六 研究職給料表等特別標準職務表

一 一等級

試験研究機関の長の職務

二 二等級

規模の大きい試験研究機関の分場、科若しくは室の長の職務又は

これらに相当する職務

三 三等級

1 試験研究機関の分場、科、室又は係の長の職務

2 特別研究員の職務又はこれに相当する職務

四 四等級

研究員の職務又はこれに相当する職務

別表第三の七 医療職給料表(一)等級別標準職務表

一 一等級

規模の大きい医療機関の長の職務

二 二等級

1 規模の大きい医療機関の副院長の職務

2 保健機関の長の職務

三 三等級

1 医療機関の長の職務

2 規模の大きい医療機関の医長、副医長又は室長の職務

3 保健機関の課長の職務

四 四等級

医師の職務

別表第三の八 医療職給料表(二)等級別標準職務表

一 一等級

1 相当の規模を有する家畜保健衛生機関の長の職務又はこれに相当する職務

2 規模の大きい医療機関の薬剤科で規模の大きいものの長の職務又はこれに相当する職務

3 保健機関の課長の職務又はこれに相当する職務

二 二等級

1 家畜保健衛生機関の長、次長若しくは室長の職務又はこれらに相当する職務

2 規模の大きい医療機関の薬剤科の長の職務又はこれに相当する職務

3 保健機関の係長又はこれに相当する職務

4 医療機関若しくは保健機関の放射線部門の主任の職務又はこれに相当する職務

三 三等級

1 薬剤師、レントゲン技師、衛生技師、農林技師又は理療師の職務

2 史員である栄養士、史員である保健師、保健師又は史員である歯科衛生士の職務

四 四等級

1 栄養士の職務

2 困難な業務を行なうレントゲン士、理療士、保健師、保健師、歯科衛生士又は技師補の職務

五 五等級

レントゲン士、理療士、保健師、保健師、歯科衛生士又は技師補の職務

別表第三の九 医療職給料表(三)等級別標準職務表

一 一等級

1 規模の大きい医療機関の総務長若しくは簿長の職務又はこれら

別表第三の十一 行政職給料表等別別資格基準表

試験 正 規	試験	七等職	六等職	五等職	四等職	三等職	二等職	一等職
	試験	初級	中級	上級	初級	中級	上級	
試験	初級	中級	上級	初級	中級	上級		
その 他	初級	中級	上級	初級	中級	上級		
中等 学 卒	○	○	○	○	○	○	○	○
高等 学 卒	○	○	○	○	○	○	○	○
大学 卒	○	○	○	○	○	○	○	○
短大 卒	○	○	○	○	○	○	○	○
短大 卒	○	○	○	○	○	○	○	○
短大 卒	○	○	○	○	○	○	○	○
短大 卒	○	○	○	○	○	○	○	○

備考
1 試験種別の「正規の試験」の区分は正規の試験の結果に基づいて職員となつた者に適用し、「その他」の区分は正規の試験によらぬ

に相当する職務
2 保健職の長官の職務又はこれに相当する職務
3 困難な業務を行なう看護婦の職務
4 困難な業務を行なう保健婦若しくは助産婦の職務又はこれらに相当する職務
5 三等職
6 看護婦の職務又はこれに相当する職務
7 保健婦又は助産婦の職務
8 四等職
9 看護婦の職務

ないで職員となつた者に適用する。
2 試験種別の正規の試験の区分に掲げる「上級」は職員採用上級試験及びこれに準する正規の試験を示し、「中級」は職員採用中級試験及びこれに準する正規の試験を示し、「初級」は職員採用初級試験及びこれに準する正規の試験を示す。
別表第三の十一 公安職給料表等別別資格基準表

試験	初級	中級	上級	初級	中級	上級	初級	中級	上級
試験	初級	中級	上級	初級	中級	上級	初級	中級	上級
その 他	初級	中級	上級	初級	中級	上級	初級	中級	上級
中等 学 卒	○	○	○	○	○	○	○	○	○
高等 学 卒	○	○	○	○	○	○	○	○	○
大学 卒	○	○	○	○	○	○	○	○	○
短大 卒	○	○	○	○	○	○	○	○	○
短大 卒	○	○	○	○	○	○	○	○	○
短大 卒	○	○	○	○	○	○	○	○	○
短大 卒	○	○	○	○	○	○	○	○	○

備考
1 試験種別の「正規の試験」の区分は正規の試験の結果に基づいて職員となつた者に適用し、「その他」の区分は正規の試験によらぬ
2 試験種別の正規の試験の区分に掲げる「上級」は警備官採用上級試験及びこれに準する正規の試験を示し、「中級」は警備官採用中級試験及びこれに準する正規の試験を示し、「初級」は警備官採用初級試験及びこれに準する正規の試験を示す。

別表第三の十二 教育職給料表I等別別資格基準表

試験 正 規	試験	七等職	六等職	五等職	四等職	三等職	二等職	一等職
	試験	初級	中級	上級	初級	中級	上級	
試験	初級	中級	上級	初級	中級	上級		
その 他	初級	中級	上級	初級	中級	上級		
中等 学 卒	○	○	○	○	○	○	○	○
高等 学 卒	○	○	○	○	○	○	○	○
大学 卒	○	○	○	○	○	○	○	○
短大 卒	○	○	○	○	○	○	○	○
短大 卒	○	○	○	○	○	○	○	○
短大 卒	○	○	○	○	○	○	○	○

別表第三の十三 教育職給料表II等別別資格基準表

試験 正 規	試験	七等職	六等職	五等職	四等職	三等職	二等職	一等職
	試験	初級	中級	上級	初級	中級	上級	
試験	初級	中級	上級	初級	中級	上級		
その 他	初級	中級	上級	初級	中級	上級		
中等 学 卒	○	○	○	○	○	○	○	○
高等 学 卒	○	○	○	○	○	○	○	○
大学 卒	○	○	○	○	○	○	○	○
短大 卒	○	○	○	○	○	○	○	○
短大 卒	○	○	○	○	○	○	○	○
短大 卒	○	○	○	○	○	○	○	○

別表第三の十四 研究職給料表等別別資格基準表

試験	初級	中級	上級	初級	中級	上級	初級	中級	上級
試験	初級	中級	上級	初級	中級	上級	初級	中級	上級
その 他	初級	中級	上級	初級	中級	上級	初級	中級	上級
中等 学 卒	○	○	○	○	○	○	○	○	○
高等 学 卒	○	○	○	○	○	○	○	○	○
大学 卒	○	○	○	○	○	○	○	○	○
短大 卒	○	○	○	○	○	○	○	○	○
短大 卒	○	○	○	○	○	○	○	○	○
短大 卒	○	○	○	○	○	○	○	○	○

備考
1 試験種別の「正規の試験」の区分は正規の試験の結果に基づいて職員となつた者に適用し、「その他」の区分は正規の試験によらぬ
2 試験種別の正規の試験の区分に掲げる「上級」は職員採用上級試験及びこれに準する正規の試験を示し、「中級」は職員採用中級試験及びこれに準する正規の試験を示し、「初級」は職員採用初級試験及びこれに準する正規の試験を示す。

職員給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十一年四月一日

鳥取県人事委員会委員長 青 戸 辰 午

鳥取県人事委員会規則第十五号

職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

職員の給料の調整額に関する規則(昭和三十一年十一月鳥取県人事委員会規則第十八号)の一部を次のように改正する。

第二条中「同表下欄に掲げる調整率」を「調整基本率百分の四を乗じて得た額にその者について同表下欄に掲げる調整数」に改め、同条の表を次のように改める。

調整率	調整数
一	一
二	二
三	三

この規則は、公布の日から施行する。

昭和四十一年四月一日

鳥取県人事委員会委員長 青 戸 辰 午

鳥取県人事委員会規則第十六号

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則(昭和三十三年十月鳥取県人事委員会規則第二十二号)の一部を次のように改正する。

別表の知事の事務部制の項中「農産加工所」を「食品加工研究所」に改め、同表の教育委員会の事務部制等の項中

職名	事務部制	調整率	調整数
知事	農産加工所	一	一
知事	食品加工研究所	二	二
知事	農産加工所	三	三
知事	食品加工研究所	四	四

別表第三の十五 医療職給料表(四等級別資格基準表)

職名	資格	四等級	三等級	二等級	一等級
医師	医学博士	〇四四八	〇四八七	〇五二六	〇五六五
医師	医学専攻修了	〇三七三	〇四一三	〇四五二	〇四九一
医師	医学士	〇三〇七	〇三四七	〇三八六	〇四二五
医師	医学士(助産)	〇二七三	〇三一三	〇三五二	〇三九一
医師	医学士(衛生)	〇二七三	〇三一三	〇三五二	〇三九一
医師	医学士(看護)	〇二七三	〇三一三	〇三五二	〇三九一
医師	医学士(検査)	〇二七三	〇三一三	〇三五二	〇三九一
医師	医学士(放射線)	〇二七三	〇三一三	〇三五二	〇三九一
医師	医学士(歯科)	〇二七三	〇三一三	〇三五二	〇三九一
医師	医学士(獣医)	〇二七三	〇三一三	〇三五二	〇三九一
医師	医学士(薬学)	〇二七三	〇三一三	〇三五二	〇三九一
医師	医学士(理学)	〇二七三	〇三一三	〇三五二	〇三九一
医師	医学士(工学)	〇二七三	〇三一三	〇三五二	〇三九一
医師	医学士(農学)	〇二七三	〇三一三	〇三五二	〇三九一
医師	医学士(経済学)	〇二七三	〇三一三	〇三五二	〇三九一
医師	医学士(法学)	〇二七三	〇三一三	〇三五二	〇三九一
医師	医学士(文学)	〇二七三	〇三一三	〇三五二	〇三九一
医師	医学士(芸術)	〇二七三	〇三一三	〇三五二	〇三九一
医師	医学士(その他)	〇二七三	〇三一三	〇三五二	〇三九一

別表第三の十七 医療職給料表(四等級別資格基準表)

職名	資格	四等級	三等級	二等級	一等級
医師	医学博士	〇六六五	〇七〇四	〇七四三	〇七八二
医師	医学専攻修了	〇六〇〇	〇六三九	〇六七八	〇七一七
医師	医学士	〇五三五	〇五七四	〇六一三	〇六五二
医師	医学士(助産)	〇四七〇	〇五〇九	〇五四八	〇五八七
医師	医学士(衛生)	〇四七〇	〇五〇九	〇五四八	〇五八七
医師	医学士(看護)	〇四七〇	〇五〇九	〇五四八	〇五八七
医師	医学士(検査)	〇四七〇	〇五〇九	〇五四八	〇五八七
医師	医学士(放射線)	〇四七〇	〇五〇九	〇五四八	〇五八七
医師	医学士(歯科)	〇四七〇	〇五〇九	〇五四八	〇五八七
医師	医学士(獣医)	〇四七〇	〇五〇九	〇五四八	〇五八七
医師	医学士(薬学)	〇四七〇	〇五〇九	〇五四八	〇五八七
医師	医学士(理学)	〇四七〇	〇五〇九	〇五四八	〇五八七
医師	医学士(工学)	〇四七〇	〇五〇九	〇五四八	〇五八七
医師	医学士(農学)	〇四七〇	〇五〇九	〇五四八	〇五八七
医師	医学士(経済学)	〇四七〇	〇五〇九	〇五四八	〇五八七
医師	医学士(法学)	〇四七〇	〇五〇九	〇五四八	〇五八七
医師	医学士(文学)	〇四七〇	〇五〇九	〇五四八	〇五八七
医師	医学士(芸術)	〇四七〇	〇五〇九	〇五四八	〇五八七
医師	医学士(その他)	〇四七〇	〇五〇九	〇五四八	〇五八七

百分の十	を	高等学校	教員である教諭 主任等である 教諭 通称主任である 教諭 分科主任である 教諭（人事委員 会に定めるもの に限る。）	百分の十
百分の八				に改め、同表の費
察の項中	監視	を	主監視	に改める。

この規則は、公布の日から施行する。

職員の特種勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
昭和四十一年四月一日
鳥取県人事委員会委員長 青 戸 隆 平
鳥取県人事委員会規則第十七号

職員の特種勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則
委員の特種勤務手当の支給に関する規則（昭和三十一年四月鳥取県人事
委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。
第一条を次のように改める。

（目的）
第一条 この規則は、職員の特種勤務手当に関する条例（昭和二十七年十
一月鳥取県条例第三十九号。以下「条例」という。）の規定に基づき、

第五号の表中	を	三級 中央病院、厚生病院及び看護学校の校長 四級 本庁の予防課長、中央病院及び厚生病院の副院長、 保健所長、職員研修所長並びに衛生研究所長	に改める。
三級 中央病院、厚生病院及び看護学校の校長 四級 本庁の予防課長、保健所長及び職員研修所長			に改める。

職員の特種勤務手当（以下「手当」という。）の支給に關し必要な事項を定めることを目的とする。
第二条の二第二項及び第三項を削る。
第五号の表中

（発電業務従事職員の手当）
第九条の二 発電業務従事職員の手当は、月の初日から末日までの間において発電業務従事職員として勤務することとなっている日のうち、次の各号に該当する日を合算して得た日数がその勤務することとなっている日数の二分の一をこえる場合には支給しない。
一 勤務しないことにつき任命権者の承認のなかつた日
二 休職（公務による負傷又は疾病の場合を除く。）又は停職にされた日
いた日
第九条の十四の次に次の六条を加える。
（死体取扱業務従事職員の規則）
第九条の十五 条例第三十二条第一項の人事委員会規則で定める職員は、行政職給料表の適用を受ける職員とする。

項に定める額に百分の六十を乗じて得た額とする。
（探所作業従事職員の手当）
第九条の十九 条例第三十六条第一項の人事委員会規則で定める業務は、検査、測量、調査又は指導とする。
2 探所作業従事職員の手当の額は、条例第三十六条第一項に定める業務に従事した時間が一日につき四時間未満のときは、条例第三十六条第二項に定める額に百分の六十を乗じて得た額とする。
（坑内作業従事職員の手当）
第九条の二十 条例第三十七条第一項の人事委員会規則で定める業務は、検査、測量、調査又は指導とする。
2 坑内作業従事職員の手当の額は、条例第三十七条第一項に定める業務に従事した時間が一日につき四時間未満のときは、条例第三十七条第二項に定める額に百分の六十を乗じて得た額とする。
第十條中「様式第二十三」を「様式第二十八」に改める。
第十一條第四項中「第二條の二第二項各号」を「第九條の二各号」に改める。

（経営伝習農場実習指導業務従事職員の手当）

第九条の十六 条例第三十三条第一項の人事委員会規則で定める職員は、生徒の実習指導を本務とする職員とする。
2 第九条の二の規定は、経営伝習農場実習指導業務従事職員の手当の支給について準用する。

（泔水作業従事職員の手当）
第九条の十七 一の計算期間の条例第三十四条第一項の作業に従事した泔水深度の区分ごとの時間数の合計に、一時間に満たない端数がある場合におけるその端数時間に係る泔水作業従事職員の手当の額は、条例第三十四条第二項に定める額に当該端数時間数を乗じて得た額とする。この場合において、十分に満たない端数があるときは、十分に切り上げる。

（高所作業従事職員の手当）
第九条の十八 条例第三十五条第一項の人事委員会規則で定める業務は、検査、測量、調査又は指導とする。
2 条例第三十五条第一項に規定する地上又は水面上十メートル以上とは、予想される落下地点からの高さとする。
3 条例第三十五条第一項に規定する足場の不安定な箇所とは、次の各号に掲げる箇所とする。

- 一 工作物の上で墜落の危険が特に著しい箇所
- 二 山、谷又は崖等で角度が四十度以上である斜面上の箇所のうち、墜落の危険が特に著しい箇所
- 三 水圧鉄管の内部で角度が三十度以上である斜面上の箇所

4 高所作業従事職員の手当の額は、条例第三十五条第一項に定める業務に従事した時間が一日につき四時間未満のときは、条例第三十五条第二

改訂版取扱回数
 治療、直接観察
 又は問接観察

様式第9中
 （月分）
 を

（月分）
 を

（月分）
 改訂版取扱回数
 治療、直接又は
 問接観察

を

（月分）
 を

（月分）
 を

様式第8中

1件につき 50円

を

1件につき 50円

に改める。

様式第9中

1時間につき 140円

を

1時間につき 200円

に改める。

様式第10

（月分）

日	曜日	子役氏印	実習指導の回数	従事者氏印	備考
1					
2					
30					
31					
計	従事した日数	日	1日につき	300円	支給額 円

様式第二十三の次に次の五様式を加える。

様式第24

（月分）

日	曜日	所属	氏名	氏名	備考
1					
2					
30					
31					
計	従事した日数	日	1日につき	100円	支給額 円

様式第25

（月分）

日	曜日	所属	氏名	氏名	備考
1					
2					
30					
31					
計	従事した日数	日	1日につき	100円	支給額 円

（月分）

日	曜日	所属	氏名	氏名	備考
30					
31					
計	従事した日数	日	1日につき	150円	支給額 円

様式第26

（月分）

日	曜日	所属	氏名	氏名	備考
1					
2					
30					
31					
計	従事した日数	日	1日につき	300円	支給額 円

（月分）

日	曜日	所属	氏名	氏名	備考
1					
2					
30					
31					
計	従事した日数	日	1日につき	90円	支給額 円

（月分）

日	曜日	所属	氏名	氏名	備考
1					
2					
30					
31					
計	従事した日数	日	1日につき	90円	支給額 円

様式第27

（月分）	所屬	職名	氏名
昭和四十一年四月	鳥取県人事委員会事務局	庶務	佐藤 幸三
1	庶務	庶務	佐藤 幸三
2	庶務	庶務	佐藤 幸三

様式第28

（月分）	所屬	職名	氏名
昭和四十一年四月	鳥取県人事委員会事務局	庶務	佐藤 幸三
1	庶務	庶務	佐藤 幸三
2	庶務	庶務	佐藤 幸三

本所第1条第1項	日1日につき100円	円	佐藤 幸三
本所第2条第2項	日1日につき100円	円	佐藤 幸三

この規則は、公布の日から施行する。

昭和四十一年四月一日

鳥取県人事委員会委員長 青 戸 辰 午

鳥取県人事委員会事務局第十八号

本所第1条第1項の支給に関する規則の一部を改正する規則

本所第2条第2項の支給に関する規則（昭和三十九年十月鳥取県人事委員会規則第三十一号）の一部を次のように改正する。

第三條各号列記以外の部分中「及び扶養手当の月額」を削り、同条第三号を削る。

第五條第三項中「扶養親族」を「条例第八條第二項に規定する扶養親族（以下「扶養親族」という。）」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

人事委員会の事務局長に対する事務委任規則をここに公布する。

昭和四十一年四月一日

鳥取県人事委員会委員長 青 戸 辰 午

鳥取県人事委員会事務局第十九号

人事委員会の事務局長に対する事務委任規則

（目的）

第一条 この規則は、地方公務員法（昭和二十五年法律第百六十一号）第八條第三項の規定に基づき、人事委員会の権限に関する事務の一部を人事委員会の事務局長（以下「事務局長」という。）に委任することに關し必要な事項を定めることを目的とする。

（委任）

第二条 人事委員会は、次の各号に掲げる事項を除き、その権限に關する事務を事務局長に委任する。

一 職員に適用される基準の実施その他職員に關する事項についての条例の制定又は改廃についての議決からの意見聴取に対し、意見を述べること。

二 事務局の職員の任免その他の人事を行なうこと。

三 他の地方公共団体から委託を受けた公平委員会の事務を処理すること。

四 給与、勤務時間その他の勤務条件、厚生福利制度、公務災害補償その他職員に關する制度についての研究を行ない、その成果を議会若しくは知事又は任命権者に提出すること。

五 人事機関及び職員に關する条例の制定又は改廃に關し、議会及び知事に意見を申し出ること。

六 人事行政の運営に關し、任命権者に勧告すること。

七 職員の競争試験の告知の内容を決定し、及び任用候補者名簿を作成すること。

八 職員の選考を行なうこと。

九 職務制に關する計画を立案し、及び実施すること。

十 職員の研修及び勤務成績の評定に關する総合的企画を行なうこと。

十一 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に關する権限の要求を審査し、判定し、及び必要な措置をとること。

十二 職員に対する不利益な処分についての不服申立ての審査を審査し、その申立てに対し議決し、又は決定し、及び必要な措置をとること。

十三 人事委員会規則及び人事委員会の定めを制定し、又は改廃すること。

十四 人事委員会の権限の行使に關し必要があるときにおいて、証人を喚問し、又は書類若しくはその写しの提出を求めること。

十五 人事行政に關する技術的及び専門的な知識、資料その他の便宜の授受のため、国又は他の地方公共団体の機關との間に協定を結ぶこと。

十六 他の地方公共団体の機關との協定によりこれと共同して、又は國若しくは他の地方公共団体の機關との協定によりこれらの機關に委託して、競争試験又は選考を行なうこと。

十七 職務制に適合する給料表に關する計画を立案し、議会及び知事に提出すること。

十八 給料表が適当であるかどうかについて、議会及び知事に報告し、並びに給料表に定める給料額を増減することについて議会及び知事に勧告すること。

十九 研修に關する計画の立案その他研修の方法について任命権者に勧告すること。

二十 勤務成績の評定に關する計画の立案その他勤務成績の評定に關し必要な事項について任命権者に勧告すること。

二十一 公務上の災害の認定、療養の方法、補償金額の決定その他補償に關する事項は、労働基準法その他の法律に規定する事項とする。

二十二 職員団体の登録又は登録の取消しを有するものとする。

二十三 職員団体と書面による協定を結ぶものとする。

二十四 職員の勤務条件に關する労働基準監督署、職務を有するものとする。

二十五 人事主任者会議の議長の名義及び委員の任命は、委任を有するものとする。

二十六 職員の勤務条件の特異性その他の事由による勤務時間の差別に關して承認すること。

二十七 職員の勤務条件の特異性により勤務を要しない日又は休憩時間につき別段の定めをすることについて承認すること。

二十八 特別の事情により休憩時間につき別段の定めをすることについて承認すること。

二十九 職員の初任給、昇給、昇給等の基準に關する規則(昭和三十三年一月鳥取県人事委員会規則第十号)第三条第一項第二号、同条第二項、第五条第三項、第七号、第二十一条第一号から第三号まで又は第二十二條に規定する承認をすること。

三十 職務に専念する義務の特例に關する規則(昭和三十一年十二月鳥取県人事委員会規則第二十号)第三条第二項に規定する承認をすること。

三十一 人事委員会の事務の執行についての基本的方針を決定すること。

(報告) 人事委員長は、前条の規定により処理した事務のうち、特に必要が

あると認められるものについては、人事委員会に報告しなければならない。

附則 この規則は、公布の日から施行する。

鳥取県人事委員会規則第二十号

人事委員会の事務の専決及び代決規則

(定義) 第一条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 専決 人事委員会の事務局長の職員(以下「事務局長の職員」という。)のうち、事務局長、次長及び課長がそれぞれ定められた範圍の事務を、その責任において決断することをいう。

二 代決 特に急を要する事務で、決断すべき者(以下「正当決裁者」という。)が出張その他の事由により不在のため、決断を要することができないとき、定められた職にある者がその事務を代つて決断することをいう。

三 後關 代決した事務をその後に於いて、正当決裁者の同意に供することをいう。

あると認められるものについては、人事委員会に報告しなければならない。

附則 この規則は、公布の日から施行する。

鳥取県人事委員会規則第二十号

人事委員会の事務の専決及び代決規則

(定義) 第一条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 専決 人事委員会の事務局長の職員(以下「事務局長の職員」という。)のうち、事務局長、次長及び課長がそれぞれ定められた範圍の事務を、その責任において決断することをいう。

二 代決 特に急を要する事務で、決断すべき者(以下「正当決裁者」という。)が出張その他の事由により不在のため、決断を要することができないとき、定められた職にある者がその事務を代つて決断することをいう。

三 後關 代決した事務をその後に於いて、正当決裁者の同意に供することをいう。

あると認められるものについては、人事委員会に報告しなければならない。

附則 この規則は、公布の日から施行する。

鳥取県人事委員会規則第二十号

人事委員会の事務の専決及び代決規則

(定義) 第一条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 専決 人事委員会の事務局長の職員(以下「事務局長の職員」という。)のうち、事務局長、次長及び課長がそれぞれ定められた範圍の事務を、その責任において決断することをいう。

二 代決 特に急を要する事務で、決断すべき者(以下「正当決裁者」という。)が出張その他の事由により不在のため、決断を要することができないとき、定められた職にある者がその事務を代つて決断することをいう。

三 後關 代決した事務をその後に於いて、正当決裁者の同意に供することをいう。

あると認められるものについては、人事委員会に報告しなければならない。

附則 この規則は、公布の日から施行する。

鳥取県人事委員会規則第二十号

人事委員会の事務の専決及び代決規則

(定義) 第一条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 専決 人事委員会の事務局長の職員(以下「事務局長の職員」という。)のうち、事務局長、次長及び課長がそれぞれ定められた範圍の事務を、その責任において決断することをいう。

二 代決 特に急を要する事務で、決断すべき者(以下「正当決裁者」という。)が出張その他の事由により不在のため、決断を要することができないとき、定められた職にある者がその事務を代つて決断することをいう。

三 後關 代決した事務をその後に於いて、正当決裁者の同意に供することをいう。

代決の順序		第一次	第二次	第三次
正當決裁者	事務局長	次長	主任課長	その他の課長
	次長	主任課長	その他の課長	主任係長
	その他の課長	主任係長		

(専決事項) 第二条 事務局長、次長及び課長の専決事項は、それぞれ別表に掲げることとする。ただし、特に重要と認められるものについては、その重要を人事委員会に報告しなければならない。

(代決の順序) 第三条 正当決裁者が不在のときは、次の表に掲げる順序によりその事務を代決するものとする。

(代決の例外) 第四条 代決者において、特に重要例又は疑義があると認めらるる事務は、前条の規定にかかわらず代決前に、正当決裁者の上司の指揮を受けて処理しなければならない。

(代決後の処理) 第五条 代決した事務は、代決者において「後關」の印を押すし、起案者の責任において遅滞なく後關しなければならない。

(正当決裁者、代決者ともに不在のときの処理) 第六条 正当決裁者、代決者ともに不在のときは、正当決裁者の上司の決裁を受けて事務を処理することができる。

別表 この規則は、公布の日から施行する。

事務局長専決事項	次長専決事項	課長専決事項
一 事務局長の職員(係長以上の職員を除く。)の任免	一 事務局長の職員(係長以上の職員を除く。)の任免	(各課長専決事項)
二 事務局長の職員(係長以上の職員を除く。)の考課	二 事務局長の職員(係長以上の職員を除く。)の考課	一 法令又は条例
三 事務局長の職員(係長以上の職員を除く。)の給与	三 事務局長の職員(係長以上の職員を除く。)の給与	二 規則その他これに類する規程による台帳の管理及び保管
四 事務局長の職員(係長以上の職員を除く。)の勤務時間その他の勤務条件に關する調査に關する事項のうち、届出又は取下げの申出の受理	四 事務局長の職員(係長以上の職員を除く。)の勤務時間その他の勤務条件に關する調査に關する事項のうち、届出又は取下げの申出の受理	三 事務局長の職員(係長以上の職員を除く。)の考課
五 職員に対する不利な処分について不服申立ての審査に關する事項のうち、届出又は取下げの申出の受理	五 職員に対する不利な処分について不服申立ての審査に關する事項のうち、届出又は取下げの申出の受理	四 事務局長の職員(係長以上の職員を除く。)の考課
六 公務上の災害の認定、療養の方法、補償金額の決定その他補償の事項に關して異議のある者の審査の申立ての審査に關する事項のうち、届出又は取下げの申出の受理	六 公務上の災害の認定、療養の方法、補償金額の決定その他補償の事項に關して異議のある者の審査の申立ての審査に關する事項のうち、届出又は取下げの申出の受理	五 事務局長の職員(係長以上の職員を除く。)の考課
七 職員団体の登録又は登録の取消しに關する事項のうち、登録又は届出の受理若しくは審査調査の調査	七 職員団体の登録又は登録の取消しに關する事項のうち、登録又は届出の受理若しくは審査調査の調査	六 公務上の災害の認定、療養の方法、補償金額の決定その他補償の事項に關して異議のある者の審査の申立ての審査に關する事項のうち、届出又は取下げの申出の受理
八 職員の勤務条件に關する労働基準監督署の職権(命令、認定、認可及び許可等の行政処分を除く。)の行使	八 職員の勤務条件に關する労働基準監督署の職権(命令、認定、認可及び許可等の行政処分を除く。)の行使	七 職員団体の登録又は登録の取消しに關する事項のうち、登録又は届出の受理若しくは審査調査の調査

六 公務上の災害の認定、療養の方法、補償金額の決定その他補償の事項に關して異議のある者の審査の申立ての審査に關する事項のうち、届出又は取下げの申出の受理

七 職員団体の登録又は登録の取消しに關する事項のうち、登録又は届出の受理若しくは審査調査の調査

八 職員の勤務条件に關する労働基準監督署の職権(命令、認定、認可及び許可等の行政処分を除く。)の行使

九 人事主任者会議の委員の任命又は委員の職務の専任行政職給料表四等級以下の職又はこれらと同格とみなされる他の給料表の適用を受ける職に採用しよとすることを以て、職員の内任給、昇格、昇給等の基準に関する規定(昭和三十三年十月鳥取県人事委員会規則第十号。以下「初任給規則」といふ。)

三 第三項、第七号又は第二十一号第一号から第三号までの規定による承認

十一 初任給規則第二十二号第三項の規定による承認

十二 通知、申請、照会、回答、送付及び返送

昭和四十年四月十五日第三種郵便物認可
 発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥取県印刷所
 郵行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥取県印刷所
 【定額二圓一月三圓四角(消費税別)】

鳥取県公報

毎週火曜日及び金曜日発行
 鳥取県印刷所
 〒680 鳥取市東町一丁目

目次

◆条 例 鳥取県税条例の一部を改正する条例

鳥取県税条例の一部を改正する条例

昭和四十一年四月一日

鳥取県知事 石 成

鳥取県条例第十三号

鳥取県税条例の一部を改正する条例をここに公布する

昭和四十一年四月一日

鳥取県知事 石 成

鳥取県条例第十三号

鳥取県税条例の一部を改正する条例

鳥取県税条例(昭和二十九年五月鳥取県税条例第二十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第三号及び第四号中「県が作成するものに」を削り、同条第五号中「を告知するために用いる文書で、県が作成するものに」を「について、その」に改め、「記載した」の下に「文書で、県が作成する」を加える

第五条第一項第三号を次のように改める。

三 第三十六条ただし書の規定による課税免除の承認に関する事項

第九条第一項中「徴収される」の下に「自動車税、」を加える

第二十四条第一項中「(当該税額のうち法第十五条の三の規定によつて

徴収額を受けられた税額がある場合においては、当該徴収額を受けられた税額については、その徴収額を受けられた期間に応じ、当該徴収額を受けられた税額自同について一日二銭の割合を乗じて計算した金額)を削る

第二十八条の二第四項を第五項とし、同条第三項中「施行令第六条の二第一項各号に掲げる事項(一)を第二項各号に掲げる事項(一)と同項第一号に掲げる事項(一)に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える

2 前項の請求により証明する事項は、次の各号に掲げるものとする。

施行令第六条の二第一項各号に掲げる事項

課税に関する証明事件について国税徴収法(明治三十三年法律第六十七号)の規定を準用して行なわれる処分を受けたことがないこと

第三十一条第二項を次のように改める。

2 前項の規定の適用については、受益者が特定していない場合又は存在していない場合には、委託者を受託者とみなす。この場合において、受益者が特定しているかどうか又は存在しているかどうかは、施行令第七條の四の二に定めるところによつて判定する

第三十二条第一項に次のただし書を加え、同項第三号中「二十一万円」を「二十四万円」に改める。

ただし、地方税法施行地に住所を有しない者については、この限りでない

第三十二条第二項中「前項第三号の者が」の下に「所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第五十六条に規定する事業を営んでいる場合におい